

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成27年10月27日(火) 14時00分 ~ 16時35分
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室
議 長 ( 会 長 ) の 氏 名	会長 吉田 勝己 委員
出 席 委 員 ( 者 ) 氏 名	勝浦 信幸 ・ 川崎 孝 ・ 菊地 正春 関原 勝 ・ 高橋 義昭 ・ 湯本 昇
欠 席 委 員 ( 者 ) 氏 名	森田 厚美
事 務 局 職 員 の 職 ・ 氏 名	事務局長 加藤 裕之 参与兼次長 新井 正美 副参与兼課長 宇津木優明 副参与兼課長 高山 淳 副参与兼課長 田村 勉 課 長 中田 真一 副 課 長 岡本 義徳 副 課 長 菊地 征一 副 課 長 飯田 清貴 課長補佐 岸 俊之 主 査 福田 尚也 主 事 荒井 遥
傍 聴 者	3名
会 議 次 第	1 開会 宇津木副参与兼総務課長 2 挨拶 石川管理者、吉田会長 人事異動に伴う職員紹介 3 審議事項 (1) 諮問書の交付 (2) 下水道事業の運営について (3) 今後の審議会日程について (4) その他 4 閉会

配 付 資 料	事前配付 ・ 諮問書（写） ・ 下水道事業運営審議会資料 当日配付 ・ 次第 ・ 職員配置表 ・ 資料（平成26年度末の整備状況について）
---------	---

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>&lt;開会・挨拶&gt;</p> <p>本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>はじめにご報告させていただきます。</p> <p>本日、森田委員におかれましては、所用により欠席される旨のご連絡があり、皆様によろしくお伝えしてほしいとのことでございますので、御了承いただきたいと思います。</p> <p>よって、本日は委員8名のうち7名の御出席をいただき過半数に達しておりますことから、ここに、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議の議事が成立いたしますことをあわせて御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成27年度第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>石川管理者から御挨拶を申し上げます。</p> <p>(管理者挨拶)</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>吉田会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、審議事項に入る前に、4月1日付人事異動に伴い職員が一部異動しております。自己紹介をさせていただきたいと存じます。</p> <p>(職員自己紹介)</p>
事 務 局	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <p>それでは、次第に基づきまして審議事項に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、吉田会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>&lt;審議事項(1)&gt;</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の会議において、3名の傍聴希望者がいらっしゃいますので、この会議室に入らせていただきますが、ご了承願</p>

<p>会 長</p>	<p>ます。(傍聴者入場)</p> <p>なお、会議録の署名につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則第5条に会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思えます。</p> <p>会議録署名委員に湯本委員さんと勝浦委員さんをお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。</p> <p>(湯本委員、勝浦委員了承の意)</p>
<p>会 長</p>	<p>また、本審議会の会議及び会議録につきましては、公開が原則となっております。</p> <p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>はじめに、審議事項(1)に入ります。事務局よりお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ここで管理者より諮問書の交付がございます。</p> <p>なお、諮問書の受理につきましては吉田会長にお願いいたします。</p>
<p>管 理 者</p>	<p>よろしくお願いいたします。(管理者から会長へ諮問書交付)</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。管理者におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>&lt;審議事項(2)&gt;</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、審議事項(2)の「下水道事業の運営について」を議題といたします。</p> <p>はじめに、担当課より内容説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>下水道事業運営審議会資料に基づいて説明</p>
<p>会 長</p>	<p>御質問・御意見を伺いたしたいと思います。</p> <p>委員の皆さん何かございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>いくつか質問いたします。</p> <p>1点目として、水洗化率と接続工事について伺います。</p> <p>水洗化率は、県平均に比べてやや高いが全国平均を下回っています。職員が少ない中での要員確保が困難ではないかと思われませんが、どのような創意工夫をしているのでしょうか。例えば、OBの活用など含めて教えていただければと思います。</p> <p>2点目として、有収水率について伺います。</p> <p>雨水処理費用は、構成市の一般会計から支出されてきましたが、どの程度の負担をされてきたのでしょうか。また、本年度の「不明水対策検討部会」での内容、今後の取り組みについてお聞かせ願います。</p> <p>3点目として、汚水処理原価についてですが、施設の改修・増設については、処理水量の見立てに想定外なことがあれば重大な</p>

<p>事務局</p>	<p>結果を招くこととなります。センターの将来計画についてお聞きしたいと思います。</p> <p>4点目として、使用料単価についてです。</p> <p>地域し尿処理施設使用料との関係をお聞きします。</p> <p>一般住宅・共同住宅の定額制を導入した経緯についてお聞きします。また、それ以外の使用料について伺います。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目の、職員が少ない中での要員確保と創意工夫に関するご質問でございますが、下水道工事終了後、新しく公共下水道が使用できるようになった区域の家屋所有者の方々に対して、接続工事を速やかに行っていただくように組合職員が戸別訪問を実施し、接続のための啓発活動に努めているところでございます。</p> <p>従いまして、この時期には業務に支障のない範囲において、優先的に職員を配置し、下水道の利用に対し住民の皆さんの関心が高いうちにご理解をいただけるように努力しているところでございます。</p> <p>また、担当課である業務課においては、今年度より再任用職員が配置となり、職員にはこれまでの経験を生かしていただき、普及活動の業務に優先的に当たらせているところでございます。</p> <p>続きまして、2点目についてお答えいたします。</p> <p>平成26年度につきましては、雨水処理費として、坂戸市から約6,910万円、鶴ヶ島市から約5,410万円、合計で約1億2,320万円の負担をいただいております。</p> <p>なお、雨水処理費につきましては、大谷川雨水幹線の一部が川越市と日高市にもまたがるため、この2市からも負担金をいただいております。</p> <p>具体的には、川越市から約1,560万円、日高市から110万円でありまして、以上4市を合計しますと、約1億3,990万円が雨水処理費として、構成市等から負担していただいております。</p> <p>次に、不明水対策検討部会についてですが、本組合では今年度、課という枠を超えたプロジェクトチームといたしまして、「不明水対策検討部会」を設置いたしました。</p> <p>本会では、水処理センターの延命化と維持管理費の削減を目的としまして、不明水対策の検討及び計画の策定に向けて取り組んでおります。</p> <p>続きまして、3点目の施設の改修についてお答えいたします。</p> <p>施設の改修につきましては、石井水処理センターの延命化を図るため、平成23年度に第一期長寿命化計画の計画承認を受け、平成24年度から5箇年計画で日本下水道事業団に事業を委託し、実施しております。事業費は、約10億1千万円となっております。今後におきましては、平成29年度より第二期長寿命化計画を5箇年で実施する予定であります。</p> <p>また、管渠等の改修につきましては、平成22年度に長寿命化計画の承認を受け、平成23年度から西坂戸地区の汚水管渠の改築を実施しているところでございます。事業費は、約3億8百万円となっております。</p> <p>続きまして、同じく3点目の施設の増設についてお答えいたします。石井水処理センターの水処理施設は現在1系及び2系が稼働中で、処理能力は1日当たり最大32,600 m<sup>3</sup>でございます。これ</p>
------------	---

	<p>に対しまして、毎年度実施している面整備工事に伴いまして流入水量の増加も見込まれることから、平成31年度末に16,300 m<sup>3</sup>を増設し、合計で48,900 m<sup>3</sup>となるよう本年度から3系増設に着手しているところであります。増設にあたりましては、国、県から実施に当たりの確な水量を見込み施設建設をすること等の指導を受けております。</p> <p>次に、北坂戸水処理センターと石井水処理センターの統廃合についてでございますが、統合した場合、石井水処理センターは5系まで必要とされており、最終的な処理能力は日最大で70,000 m<sup>3</sup>を見込んでおります。</p> <p>続きまして、4点目についてでございますが、地域し尿処理施設使用料の対象地区につきましては、坂戸市西坂戸地区（面積77.0ha）が対象となっております。西坂戸地区につきましては、昭和46年に民間により宅地開発され、コミュニティプラントとして、し尿処理施設が整備されました。当初は、地元自治会で地域し尿処理施設使用料を徴収し、維持管理、運営しておりましたが、その後、平成2年に自治会、坂戸市、当組合で移管に関する協定が締結され、当組合で維持管理、運営を行うこととなりました。地域し尿処理施設使用料につきましては、当組合へ移管する際の協議において、供用開始当時から徴収していた定額制の使用料は変更しないこととして決定されました。</p> <p>なお、西坂戸地区につきましては、平成20年に公共下水道の整備区域とする事業認可を取得し、現在、石井水処理センターまで流入するための幹線整備を推進している状況であります。</p> <p>したがいまして、西坂戸地区が公共下水道へ接続された際には、地域し尿処理施設使用料から下水道条例で規定する下水道使用料に変更となる予定であります。地域し尿処理施設使用料につきましては、一般住宅・共同住宅、その他の用途として、特定店舗、商店、ガス事業所、金融機関、幼稚園、公共施設の使用料が規定されています。</p>
委 員	追加で質問いたします。
事 務 局	<p>西坂戸地域し尿処理施設使用料についてですが、当時の取り決めから見直す機運は無かったのでしょうか。</p> <p>定額制の導入につきましては、平成2年に自治会、坂戸市、当組合で協議しましたが、使用料の改定についてはそのままとすることで決定されました。</p> <p>なお、使用料で賄えない経費につきましては、坂戸市からの負担金で賄うこととして現在に至っております。</p>
会 長	よろしいでしょうか。他にありますか。
委 員	要望及びいくつか質問いたします。
	<p>1点目として要望ですが、資料2ページの下水道整備率、下水道普及率、市街化区域の普及率について計算式を記載したほうが市民にとって分かりやすいと思います。</p>
	<p>2点目として、ここから質問となりますが、資料3ページ図-2の水洗化率について、平成22年度までは上昇していますが、その後下降気味である理由を伺います。</p>

事務局

3点目として、図-3の有収水率について平成23年度と平成26年度に下降していますが、これについてどのように対処あるいは分析していますか。

4点目として、5ページの汚水処理原価の算出式が載せてあり、その下の表及び図では、汚水処理原価が維持管理費と資本費からなっていることが示されていますが、この算出式の意図について伺います。

5点目として、埼玉県汚水処理原価が全国平均に対して極めて高くなっていますが、その理由は何でしょうか。

お答えいたします。

1点目の要望についてですが、資料を作成いたしましたので配付させていただきます。(追加資料配付)

資料についてご説明いたします。まず、下水道整備率につきましては、事業認可面積を分母、整備済み面積を分子として計算しておりまして、坂戸市84.1%、鶴ヶ島市87.7%となっております。次に下水道普及率についてですが、鶴ヶ島市の流域下水道に処理されている分を除き計算しております。計算式につきましては、行政区域人口を分母、処理人口を分子とした割合で、坂戸市66.7%、鶴ヶ島市76.0%でございます。最後、市街化区域におきます普及率につきましても、流域下水道を除いておりまして、計算式は市街化区域人口を分母、処理人口分子としておりまして、坂戸市87.7%、鶴ヶ島市87.1%となっております。

続きまして、2点目の水洗化率についてお答えします。

平成20年度から平成22年度につきましては、公共下水道整備による処理区域内人口の増加と比較いたしまして、水洗便所を設置した人口の伸びが、大きかったためであります。平成22年度までは、整備による処理区域内人口の伸びよりも新たに公共下水道に接続する人口の伸びが大きいと、水洗化率も大きくなるということでございます。平成23年度からの緩やかな下降あるいは横ばいにつきましては、処理区域内人口と水洗便所へ切り替える人口の割合がほぼ同じような伸びとなっているために、結果として水洗化率も横ばい状態となったものでございます。

続きまして、3点目の不明水についてですが、流入している場所について、全ての不明水流入箇所につきましては把握しきれておりませんが、経年劣化した汚水管渠につきましては調査を行い、計画的に補修を行っております。今後は不明水対策検討部会で、検討及び計画し不明水の削減に努めていく予定でございます。なお、平成23年度の有収水率の減に対して特段の対策を行ったかにつきましては、今手元に資料がないため説明できかねます。

続きまして、4点目の汚水処理原価についてですが、汚水処理費は、維持管理費と資本費から成り立っておりますので、その内訳といたしまして表及びグラフで記載させていただいた次第です。

続きまして、5点目のご質問についてですが、埼玉県平均につきましましては、県内54団体の平均を算出しているところですが、そのうち美里町と神川町につきましては、他団体と比較し、著しく汚水処理原価が高くなっております。

具体的に申し上げますと、美里町の汚水処理原価は4,976.5

	<p>円、神川町の汚水処理原価は 469.0 円でございます。          なお、この 2 団体を除きました埼玉県平均は、138.0 円でございます。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
委 員	<p>まず 1 点質問いたします。          水洗化率について、接続に至らない家屋の問題・理由と、焦点を絞った重点的な対策を行っているか伺います。</p>
事 務 局	<p>お答えいたします。          まず、未接続理由ですが、普及活動での聞き取りの結果、経済的困難・家屋の老朽化・空き家が大きな理由となっております。当組合の対策ですが、まず下水道区域が拡大となった際に、対象となる全戸に対し職員が一軒一軒説明をしており、なかなか接続していただけない家屋につきましては、別途お願いに行っております。          特に私道につきましては、私道の権利者すべての同意がないと管渠の布設ができず、普及率向上につながらないため、重点的に対応しております。</p>
委 員	<p>この現状をふまえ、助成制度を見直す考えはないでしょうか。</p>
事 務 局	<p>当組合には、水洗便所改造資金貸付金制度というものがございますが、他団体では銀行を介しておこなうため、貸付基準が厳しいと聞いております。対して、当組合では申請から貸付まで内部で行っておりまして、借り手にとっては借りやすい制度と考えております。</p>
委 員	<p>このままの制度で良いと、この制度によって接続件数は増えてきていると考えているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>制度自体は以前からあるものです。ちなみに、供用開始から 1 年で対象家屋の 6 割が、3 年間で対象家屋の約 9 割が本下水へ接続していただきます。残りの約 1 割の方につきましては、経済的困難が大きな理由となっており、普及活動にて対応しております。</p>
委 員	<p>続いていくつか質問します。          ホームページにて、組合の議事録を見ていますが、毎年値下げについて意見が出ており、使用料改定について審議会の意見を聞こうとしています。          1 点目の質問として、経営状況を把握するためには、我々民間出身者としては、企業会計の方が分かりやすいのですが、組合の公営企業への移行時期について伺います。          2 点目としては、具体的な経費の圧縮努力が見えないと、値上げに賛同しがたいことから、北坂戸水処理センターから石井水処理センターまでの送水管渠建設の状況及び北坂戸水処理センターと石井水処理センターの統廃合計画について伺います。          3 点目として、総体的維持管理費の削減努力と 40 年前とは状</p>

<p>事務局</p>	<p>況が変わってきていると思うので、原価構成を再度見直す必要があるのではないかと伺います。</p> <p>4点目として、平成25年度と平成26年度において、構成市負担金がほとんど変わらない理由を伺います。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目の公営企業会計制度への移行についてですが、平成27年1月に、総務大臣から平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」として現在の官公庁会計から公営企業会計への移行手続きを進めるよう要請の通知がだされております。特に下水道事業は「重点事業」として位置付けられ、集中取組期間内に移行するよう求められております。当組合においても、平成28年度から本格的に移行手続きに着手し、総務省が期限としている平成32年4月より公営企業法を適用出来るように事務を進めております。</p> <p>続きまして、2点目の送水管についてお答えいたします。</p> <p>名称「片柳石井幹線」と申しまして、内径1,000mm、総延長1,076mの管渠でして、工事は平成17年度に完成しており、北坂戸水処理センター整備工事等の際、北坂戸ですべて処理することが難しいような場合は汚水の一部を当該幹線へ放流し石井水処理センターで処理するような運転管理をしております。</p> <p>次に、北坂戸と石井の統廃合についてですが、平成13年度の全体計画見直しにおいて、将来的に北坂戸水処理センターを廃止し、石井水処理センターへ統合させる構想が出されました。統合する最大の理由としましては、処理場を1か所にまとめランニングコストを圧縮するためであります。</p> <p>なお、北坂戸水処理センターでは老朽化した施設が多くありますが、この統廃合を見据えまして、必要最低限の修繕のみとして、経費の節減を図っているところでございます。</p> <p>続きまして、3点目についてでございますが、原価構成である維持管理費につきましましては、水処理センター等維持管理包括的業務委託等の外部委託により、複数施設を一括発注することで経費の縮減を行っております。</p> <p>また、施設の改修につきましましては、計画的に修繕を行うことにより、工事費の平準化及び低減を図っております。</p> <p>続きまして、4点目のご質問についてお答えいたします。</p> <p>平成26年度事業費につきましましては、平成25年度からの繰越事業や水処理センターの整備工事等の実施により事業費自体は増となっておりますが、その多くは補助対象事業でございます。</p> <p>よって、事業費は増となっておりますが、その財源としては、国庫支出金及び組合債を充てており、構成市等負担金への影響は少なかつたものと思われまます。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>質問いたします。</p> <p>先ほど諮問がありましたが、本日何か結論を出して答申するのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>後ほど事務局からの説明があると思いますが、本日の会議だけ</p>

<p>委員</p> <p>会長</p> <p>委員</p>	<p>でなく、何回か会議を重ねていくこととなります。</p> <p>それでは、本日は事務局からの説明を聞き、それに対する質問をするという会議で良いのでしょうか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>では、続いていくつか質問いたします。</p> <p>1点目として、資料1ページの「〇はじめに」にある「民間資金」とはどのようなものでしょうか。</p> <p>2点目として、同ページ「他会計からの繰出金に過度に依存せず」の「過度」ですが、構成市からの負担金が適正ではないという表現なのでしょうか。</p> <p>3点目として、同ページ「経営状況を把握する必要がある」とありますが、現在は把握していないということでしょうか。</p> <p>4点目として、4ページの「不明水対策検討部会」についてですが、いつまで検討するのでしょうか。検討だけして対策を実施しないのでは意味がないと思います。</p> <p>5点目として、6ページで総務省から使用料単価 150 円/m<sup>3</sup>という数値が出ているようですが、組合としてはいつごろまでにこの単価にしようと考えているのでしょうか。</p> <p>6点目として、平成22年の使用料改定の際には、今後何年を目標とした事業計画の中で単価改正をしたのでしょうか。</p> <p>7点目として、12ページで職員を減らしたことを記載していますが、その分外部への委託料が増えているのであれば、総体的にいくら削減できたのでしょうか。</p> <p>8点目として、水洗便所改造資金貸付金制度には、適用期限があるのか伺います。</p> <p>最後に9点目として、施設の老朽化対策で費用がかかるという説明がありましたが、国では中央高速のトンネル崩落事故をうけて、地方自治体の施設管理に対して、過度に利用者負担とせず、計画を作って実施すべきとする新聞等で報道されています。組合ではこれを含めて検討しているのか伺います。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>1点目の「民間資金」ですが、具体的には利用しておりませんが、ノウハウにつきましては、従来処理場の維持管理については仕様書発注としておりましたが、これを包括委託といたしまして民間のノウハウをフルに活用していただき、委託金額の中でうまく維持管理をしていただくという委託方式を実施しております。</p> <p>また、使用料の徴収業務につきましても、水道企業団との同時徴収を実施しております。これにつきましても、検針業務等細かい事務につきましても、民間の技術力を発揮していただいております。</p> <p>2点目の「過度に依存せず」ですが、使用料の対象となる経費につきましては、当組合におきましても受益者負担の原則に基づき、構成市負担金ではなく使用料にて賄うべきと考えておりますので、このような表現といたしました。</p> <p>3点目の「経営状況の把握」ですが、当組合では毎年資料にあるような経費回収率等算出して把握に努めております。ここで</p>

委員	<p>は、委員の皆様に対しまして、当組合の状況を把握していただき、現状のままで良いのか、どこをどのように改善していけばよいのかと言ったご意見をいただければと考え、このような表現を使用しました。</p> <p>4点目の不明水対策検討部会についてですが、今年度末までに結論を出す予定です。内容といたしましては、不明水をどのような方法での確に把握すべきか、その手順、また、現実に発生している宅地内の雨どいが汚水管に誤接続している状況について、民地内のことですから、どのように改善していただくかといったことについて検討を行います。</p> <p>5点目及び6点目の使用料単価についてでございますが、平成22年に3年後の平成24年に経費回収率を80%とする目標を掲げまして、それに見合った単価を検討し、使用料の改定をいたしました。</p> <p>7点目の定員管理の適正化による効果ですが、次回の会議にてお示しできればと考えております。</p> <p>8点目の貸付金制度につきましては期限を設けておりません。</p> <p>9点目につきましては、長寿命化計画を策定するなど計画的に進めております。</p> <p>再度伺います。</p> <p>1点目の包括委託ですが、受託業者任せではいいようにされてしまうのではないのでしょうか。組合のチェック体制はどうなっているのでしょうか。</p> <p>2点目の構成市負担金ですが、都市計画税の中に下水道についても含まれているのではないのでしょうか。その場合、使用料と都市計画税と、市民は二重払いになっているのではありませんか。</p> <p>4点目の不明水対策検討部会についてですが、10月が終わろうとしている今から調査をして間に合うのでしょうか。</p> <p>また、指定工事店によって接続工事がなされるのに、誤接続が発生するのは何故ですか。</p> <p>6点目について、平成22年の使用料改定の際に計画上の経費回収率を80%目標としたにもかかわらず、達成できなかった理由を伺います。</p>
事務局	<p>お答えいたします。</p> <p>1点目の包括委託についてですが、契約の中に特記仕様書を設けており、その中にある業務要求水準書に基づいて委託が行われていたかを確認いたします。これにつきましては年度ごとに報告書が提出されますので、そこでチェックしております。</p> <p>続きまして、2点目の都市計画税との兼ね合いですが、8ページの経費回収率図をご覧ください。図中に、議会・総務費・維持管理費13億4,700万円とありますが、そのうち1億2,200万円が公費負担となっております。これについては両市からの繰出金にて賄うこととなっております。使用料にて賄うべき費用についてはグレーで色づけされている部分のみでございますので、両市の負担金がなくなるということはありません。</p> <p>なお、両市の負担金の財源が都市計画税を充てているかまでは把握しておりません。</p> <p>また、汚水に係る公債費については使用料対象経費とすべきと</p>

	<p>ありましたが、近年、国から、下水道事業については、公共用水域の水質保全などに影響が大きいとして、3割程度は公費負担としてよいという指導がありまして、公債費のうちの4億5,200万円の中に、この3割が含まれております。</p> <p>以上のことから、税と二重払いになるとは考えておりません。</p> <p>続きまして、4点目の不明水対策検討部会についてですが、調査を年度末までに行うのではなく、どのように調査していくかの方向性を出すのが年度末までということでございます。</p> <p>また、誤接続についてですが、指定工事店が施工した後、当組合職員が検査を行っておりますので、ここで発生することはありません。考えられるのは、検査の後、各家庭が行っているということでもあります。</p> <p>6点目について、80%の目標に届かなかった理由ですが、平成24年度の決算と、平成22年度当時の計画とを比較しますと、維持管理費が約3,600万円増となっており、使用料は見込みより約7,300万円減となったことが挙げられます。使用料の減につきましては、近年節水型の機器の普及及び市民の節水意識の向上のためと考えられます。事実といたしまして、平成26年度決算にて、有収水量が前年度割れとなっております。</p> <p>以上のことが80%の目標に届かなかった理由と考えております。</p>
委 員	<p>再度伺います。</p> <p>1点目の包括委託のチェック体制ですが、年度末に報告を受けてからでは遅すぎるのではないのでしょうか。少なくとも、月に1度くらいはチェックすべきではないのでしょうか。</p> <p>6点目の80%の目標は事業計画として何年先を見据えたものではないのでしょうか。事業計画は普通10年程度であり、3～5年程度で見直すのは早すぎるのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>お答えいたします。</p> <p>1点目の包括委託チェック体制につきまして補足説明いたします。当該委託に置きましては年次報告のほかに日報と月報を提出してもらっており、これらが業務要求水準を満たしていることを確認したうえで、毎月委託料の支払いを行っております。</p>
会 長	<p>暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩終了)</p>
会 長	<p>再開いたします。事務局答弁をお願いします。</p>
事 務 局	<p>お答えいたします。</p> <p>平成22年の使用料改定に際しましては、平成20年度に下水道事業等再評価委員会を開催いたしまして、その時の委員さんから、「3年程度を目途に、定期的に財政の健全化について検証されたい」というご意見をいただきました。これに基づきまして、平成22年度から平成25年度までの費用に対する単価の設定を行いました。</p> <p>その後につきましても定期的に3年から5年を目途に検討すべ</p>

		<p>きと考え、今回審議委員の皆様からのご意見をいただきたく、諮問させていただいた次第でございます。</p>
会	長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委	員	<p>先ほどの委託の話になりますが、友人の話といたしまして、組合の外部委託を受注しておりまして、その際に、組合から管理基準マニュアルを渡されて、これに基づいて時代に合った管理をしていると聞いておりましたので、参考程度に申し上げます。</p>
		<p>&lt;審議事項（３）&gt;</p>
会	長	<p>他に御意見・御質問はありませんか。 なければ、次に、審議事項（３）「今後の審議会の日程について」を議題といたします。 次回の日程調整は、事務局へ一任することよろしいでしょうか。</p>
		<p>（異議なしの声）</p>
会	長	<p>事務局で開催日の予定はありますか。</p>
事	務	<p>事務局</p> <p>11月27日金曜日午後2時開催でお願いできればと考えております。</p>
会	長	<p>次回開催日は、11月27日金曜日午後2時開催で調整してよろしいでしょうか。</p>
		<p>（異議なしの声）</p>
会	長	<p>それでは、次回の開催通知は事務局にお願いしたいと思います。</p>
		<p>&lt;審議事項（４）&gt;</p>
会	長	<p>次に、審議事項（４）「その他」を議題といたします。 委員の皆さんから何か御意見・御質問等がありますか。</p>
		<p>（特になしの声）</p>
会	長	<p>事務局からは何かありますか。</p>
事	務	<p>事務局</p> <p>特にございません</p>
		<p>&lt;閉会&gt;</p>
会	長	<p>それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり熱心な御質問・御議論いただき、ありがとうございました。</p>